

(仮称) 会津若松ウィンドファーム増設事業
に係る環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和 3 年 11 月

コスモエコパワー株式会社

目 次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1.1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
1.2 環境影響評価方法書についての説明会の開催.....	3
(1) 開催日時	3
(2) 開催場所	3
(3) 来場者数	3
1.3 環境影響評価方法書についての意見の把握.....	4
(1) 意見書の提出期間.....	4
(2) 意見書の提出方法.....	4
(3) 意見書の提出状況.....	4
第 2 章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解.....	5

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1.1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1月間以上縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和3年8月17日（火）

(2) 公告の方法

①日刊新聞紙による公告（別紙1）

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・令和3年8月17日（火）付 福島民友の全県版
- ・令和3年8月17日（火）付 福島民報の全県版

③インターネットによるお知らせ

令和3年8月17日（火）から、下記のウェブサイトに掲載した。

- ・弊社が運営するホームページ（別紙2-1参照）
- ・福島県が運営するホームページ（別紙2-2参照）
- ・会津若松市が運営するホームページ（別紙2-3参照）
- ・猪苗代町が運営するホームページ（別紙2-4参照）

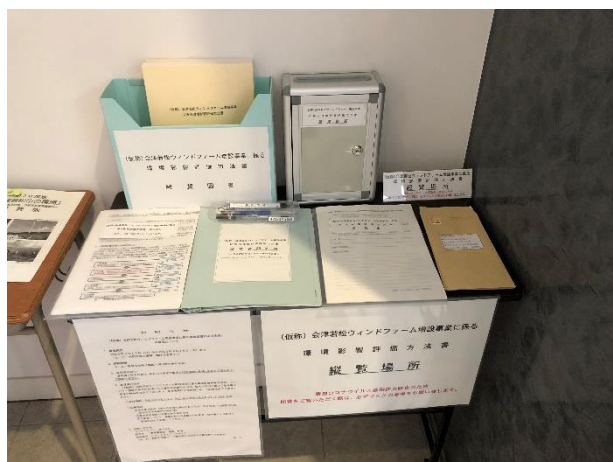
(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計14箇所において縦覧を行った。また、インターネットによる電子縦覧を行った。

①関係自治体庁舎での縦覧

- ・福島県庁 環境共生課（福島県福島市杉妻町2-16 西庁舎10階）
- ・会津若松市役所 環境生活課（福島県会津若松市東栄町3-46 栄町第二庁舎2階）
- ・会津若松市役所 北会津支所（福島県会津若松市北会津町中荒井字諏訪前11）
- ・会津若松市役所 河東支所（福島県会津若松市河東町郡山字休ミ石14）
- ・会津若松市 湊市民センター（福島県会津若松市湊町大字共和字西田面50）
- ・会津若松市 大戸市民センター（福島県会津若松市大戸町上三寄香塩479）
- ・会津若松市 北市民センター（福島県会津若松市高野町大字上高野字村前28）
- ・会津若松市 一箕市民センター（福島県会津若松市北滝沢二丁目5-6）
- ・会津若松市 南市民センター（福島県会津若松市門田町大字中野字大道西13）

- ・会津若松市 東市民センター（福島県会津若松市慶山一丁目 1-53）
- ・会津若松市 生涯学習総合センター（會津稽古堂）（福島県会津若松市栄町 3-50）
- ・郡山市役所 環境政策課（福島県郡山市朝日一丁目 23-7 本庁舎 1 階）
- ・郡山市役所 湖南行政センター（福島県郡山市湖南町福良字家老 9381-2）
- ・猪苗代町役場 企画財務課（福島県耶麻郡猪苗代町字城南 100 番地 庁舎 2 階）



縦覧の状況（会津若松市 生涯学習総合センター）

②インターネットの利用による縦覧

- ・コスモエコパワー株式会社 ホームページ
<https://cosmo.eco-power.co.jp/assess/aizuzousetsu02.html>

(4) 縦覧期間

- ・縦覧期間：令和3年8月17日（火）から令和3年9月16日（木）まで
（土・日曜日、祝日を除く開庁時）
- ・縦覧時間：各庁舎の開館時間に準じた。また、インターネットによる電子縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数は9名であった。

（内訳）

- ・福島県庁 環境共生課：2名
- ・会津若松市役所 環境生活課：1名
- ・会津若松市役所 北会津支所：1名
- ・会津若松市 湊市民センター：3名
- ・会津若松市 東市民センター：1名
- ・郡山市役所 環境政策課：1名

1.2 環境影響評価方法書についての説明会の開催

環境影響評価法第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

開催日時及び開催場所等は以下のとおりである。

(1) 開催日時

- ①会津若松市 東公民館：令和3年8月28日（土） 13時～15時
- ②会津若松市 生涯学習総合センター（會津稽古堂）：令和3年8月28日（土） 18時30分～20時30分
- ③会津若松市 湊公民館：令和3年8月29日（日） 14時～16時

(2) 開催場所

- ①会津若松市 東公民館（福島県会津若松市慶山1-1-53）
- ②会津若松市 生涯学習総合センター（會津稽古堂）（福島県会津若松市栄町3-50）
- ③会津若松市 湊公民館（福島県会津若松市湊町西田面45）

(3) 来場者数

- ①会津若松市 東公民館：5名
- ②会津若松市 生涯学習センター（會津稽古堂）：0名
- ③会津若松市 湊公民館：7名

1.3 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 8 条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた（別紙 3）。

(1) 意見書の提出期間

令和 3 年 8 月 17 日（火）から令和 3 年 9 月 30 日（木）まで
（郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ・縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ・コスモエコパワー株式会社への書面の郵送
- ・コスモエコパワー株式会社へのメールでの送付

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は 4 通、意見総数は 50 件であった。

第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条の規定に基づく環境影響評価方法書について、受け付けた意見書は4通、意見は50件であった。方法書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。なお、意見は全て原文の表現のままで記載した。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解 (1)

埼玉県在住 A氏

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>コウモリ類について</p> <p>欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群としてコウモリ類と鳥類が懸念されており（バット&バードストライク）、その影響評価等において重点化されている。</p> <p>国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、不確実性を伴うものではなく、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。</p> <p>このことを踏まえて環境保全の見地から、本方法書に対して以下の通り意見を述べる。</p> <p>なお、本意見は要約しないこと。</p>	<p>頂いたご意見は要約せず記載しました。</p>
2	<p>1. 方法書の段階においてコウモリ類の専門家にヒアリングを行ったことは評価される。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p>
3	<p>2. 本方法書において「既設発電施設におけるバットストライク調査」を実施しない理由を述べること。</p>	<p>特に本方法書で既設発電施設における調査の実施については示していません。方法書P370の事業者見解No.4に記載しているとおり、既設の会津若松ウィンドファームにおいては、事後調査を実施済みです。</p>
4	<p>3. 本方法書において「捕獲調査」を実施しない理由として、「国際自然保護連合（IUCN）の勧告（令和2年8月22日）により、野外における人間からコウモリ類への新型コロナウイルスの伝搬及び蔓延の危険性が指摘されている。そのため、疫学的な観点からコウモリ類の捕獲調査は実施しないこととし、ヒアリングしたコウモリ類の専門家からも、捕獲調査を実施しないことに対する同意を得た」と記載されているが、2021年7月2日にIUCNの新たな勧告が出され、感染症対策の徹底により接触は可能との判断が出ている。そもそも捕獲したコウモリ類を素手で触ることはしないことが原則である。正当な評価を行うためには生息利用種およびその繁殖状況を把握する必要があることから捕獲調査を実施すべきである。</p>	<p>IUCNの最新の勧告及び頂いたご意見を踏まえ、今後、専門家に意見、助言を求め、コウモリ類における最適な調査方法を検討します。</p>
5	<p>4. P322の「動物に係る調査内容の詳細」において「バットディテクターによる任意調査」で使用するバットディテクターの機種と録音方式、調査時間などの詳細を具体的に記載すること。</p>	<p>バットディテクターによる任意調査で使用するバットディテクターの機種と録音方式、調査時間などの詳細については、準備書に記載します。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
6	5. P322 の「動物に係る調査内容の詳細」において「音声録音調査」で使用するバットディテクターの機種と録音方式、調査時間などの詳細を具体的に記載すること。	音声録音調査で使用するバットディテクターの機種と録音方式、調査時間などの詳細については、準備書に記載します。
7	6. 5. P322 の「動物に係る調査内容の詳細」において「高高度調査」で使用するバットディテクターの機種と録音方式、マイク数および設置高、調査時間などの詳細を具体的に記載すること。	高高度調査で使用するバットディテクターの機種と録音方式、マイク数および設置高、調査時間などの詳細については、準備書に記載します。
8	7. P370 の一般意見 No. 4 に対する事業者見解において、2017/8/4 に 7 号基、2017/10/20 に 1 号基においてヒナコウモリの死骸が発見されていることを配慮書に記載しなかった理由を述べよ。指摘されるまで記載しないことは隠蔽と思われるも仕方がないだろう。	配慮書では、事業実施想定区域全域における重要な環境要素の抽出を行うため、適切な手法として既往文献調査・専門家へのヒアリングを実施しており、ご指摘の調査結果が記載されている文献については対象としておりません。なお、配慮書手続での文献調査によってヒナコウモリ（配慮書 P 資-1 ヒナコウモリ科の一種 FM 型 20kHz）の生息可能性は示されているので、今後の現地調査において留意します。
9	8. 今後は事業者および委託事業者の独断による影響評価を進めることなく、各段階の事前または事後にコウモリ類の環境影響評価に詳しい専門家の指導を仰ぎ、コウモリ類の飛翔状況を把握するための確実な調査手法を検討し、さらにコウモリ類調査の十分な経験と知識を持った者による適切な調査、予測評価、保全措置、事後調査を行う必要があるだろう。 以上.	方法書段階でコウモリ類の専門家へのヒアリングを実施しており、専門家からの助言を踏まえたコウモリ類の調査方法を方法書に記載しました。今後の環境影響評価手続においても、現地調査によりコウモリ類の飛翔状況を適切に把握し、コウモリ類に係る重大な影響が懸念された場合は、専門家等の助言も踏まえて、必要な措置を検討します。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解 (2)

東京都在住 B氏

No.	意見の概要	事業者の見解
10	<p>■1. 意見は要約しないこと</p> <p>意見書の内容は、事業者（コスモエコパワー株式会社）及び委託先（東洋設計）の判断で削除または要約しないこと。削除または要約することで貴社側の作為が入る恐れがある。作為が入れば、環境保全上重要な論点が入り替わってしまう。よって事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。また、本意見書の内容については「順番を並び替えること」もしないで頂きたい。</p>	<p>貴意見について、要約等せずに全文を記載し回答しました。</p>
11	<p>■2. 稼働中の会津若松ウィンドファームのコウモリ類の死亡事故について</p> <p>P370『○調査2（期間）2016年12月～2017年11月（頻度）月2回（結果）ヒナコウモリの死骸が、2017/8/4に7号機と2017/10/20に1号機においてそれぞれ1頭ずつ確認された』とある。</p> <p>①上記事故を踏まえて、事業者が追加的保全措置を実施しない根拠をのべよ。</p>	<p>既設の会津若松ウィンドファーム事業に係る環境影響評価手続でのコウモリ類の現地調査（調査時期：2008年10～12月及び2009年4～9月）において、特定の時期や場所でコウモリ類のまとまった飛翔は確認されておられません。</p> <p>その後の施設の供用時、約2年間にわたる調査（調査1、及び調査2）において、2頭のコウモリ類の死骸が確認されておりますが、確認時期はそれぞれ2017年8月4日と2017年10月20日、確認場所はそれぞれ7号機付近と1号機付近となっています。</p> <p>以上の調査結果から、特定の時期や特定の場所（風力発電機）といった特有な条件で確認されたものではなく、偶発的に発生したものであると判断し、追加的な保全措置は実施していません。</p>
12	<p>②「調査2」の報告が事業者のホームページでは確認できない。「調査2」の報告書は公表しているのか。公表しているならば、報告書名と公表年月を記載せよ。</p>	<p>調査2は、当社による事後調査ではないため、当社ホームページでの公表は行っておりません。調査結果等につきましては、「風力発電等導入支援事業／環境アセスメント調査早期実施実証事業／環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握Ⅰ・Ⅱ）」（NEDO、平成30年2月）において、公表されている内容に含まれています。</p>
13	<p>③「調査1」ではコウモリ類の死骸が確認されていないが、「調査2」では調査頻度が少ないにもかかわらずコウモリ類の死骸が確認されている。</p> <p>・「調査1」と「調査2」では調査員が異なるのか？各年の調査員の死骸発見率を述べよ。</p>	<p>調査員について、調査2は当社による調査ではないため、調査員の比較はできません。</p> <p>死骸発見率について、調査1では、死骸発見率に必要な調査事前の発見率実験を実施していません。</p>
14	<p>・「調査1」と「調査2」における風車1基あたりの調査時間（平均）を述べよ。</p>	<p>調査1の調査時間は約20分です。公表されている資料には、調査2の調査時間は記載されていません。</p>
15	<p>・「調査1」と「調査2」では調査手法（ジグザグに踏査する間隔）が異なるのか？「調査2」は7m間隔ということだが、では「調査1」は何メートル間隔で実施したのか。</p>	<p>調査1では風車の回りを複数周回しながら左右を見渡す方法であり、調査手法が異なります。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
16	・年によって、コウモリ類の活動量やバットストライク数に変動があるのか。	方法書段階での専門家等へのヒアリングでは活動量の情報等はありませんでした。
17	・死骸探索調査は複数年実施すること。	事後調査については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、必要に応じて専門家等の助言も踏まえながら検討します。
18	<p>■3. コウモリ類の保全措置について</p> <p>『新たな知見（2020年に出版された文献）』によれば、コウモリ類の保全措置はカットイン風速（風力発電機が発電を開始する風速）の値を上げることと風車を風と平行にすること（フェザリング）が記載されている（※）。事業者は『最新の知見を踏まえて保全措置を検討する』という。よって、本事業においては、「カットイン風速を上げることとフェザリングすること」をコウモリ類の保全措置として実施して頂きたい。</p> <p>※「コウモリ学 適応と進化」p229（2020年8月、船越公威）</p>	具体的な環境保全措置の内容については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況を基に影響を予測、評価した上で、ご意見の内容や専門家等の助言も踏まえながら必要に応じ検討します。
19	<p>■4. 本事業で採用する風力発電機はカットイン風速（発電を開始する風速）未満であってもブレードが回転するのか？</p> <p>（理由：コウモリ類の保全上必要な諸元のため）</p>	現段階では風力発電機の機種が決まっておらず、未確認です。
20	<p>■5. 風力発電機の機種が未定であれば、バットストライクの予測は「カットイン風速未満であってもブレードが回転する」前提で行うこと。</p> <p>（理由：コウモリ類の予測上必要な諸元のため）</p>	準備書段階では、風力発電機の候補機種の特性に留意してコウモリ類の影響を予測します。
21	<p>■6. 回避措置（ライトアップアップの不使用）について</p> <p>ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。国内で報告されたバットストライクの事例は以下のものがあつた。実際にはスカベンジャーによる持ち去りや未踏査エリアの存在、調査者の見落としなどによりさらに大量のコウモリが死んでいるものと予測される。これらの事実を踏まえ、事業者がコウモリ類の追加的保全措置を実施しない理由を述べよ。</p> <p>※45個体（4種、1～32個体）、2015、07までに調べた6事業「風力発電施設でのバットストライク問題」（河合久仁子、ワイルドライフ・フォーラム誌22(1)、9-11, 2017）</p> <p>※ヒナコウモリ24個体、ヤマコウモリ6個体、ユビナガコウモリ2個体、アブラコウモリ2個体、コウモリ類2個体 合計37個体「会津布引高原風力発電所設置事業 事後調査報告書」（平成22年6月、株式会社ジェイウインド）福島県</p> <p>※ヒナコウモリ2個体、アブラコウモリ1個体、合計3個体、「静岡県西部の風力発電所で見つかったコウモリ類2種の死骸について」（重昆達也ほか、東海自然誌（11）、2018）静岡県</p> <p>※ヒナコウモリ3個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」（平成30年10月、株式会社ジェイウインド）青森県</p>	具体的な環境保全措置の内容については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況を基に影響を予測、評価した上で、ご意見の内容や専門家等の助言も踏まえながら必要に応じ検討します。

No.	意見の概要	事業者の見解
21 (続 き)	<p>※コテングコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 2 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、ヒナコウモリ 4 個体 合計 9 個体「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」(平成 31 年 4 月、岩手県)</p> <p>※コヤマモウコリ 5 個体、ヒナコウモリ 3 個体 合計 8 個体、「(仮称) 上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書(公開版)」(平成 31 年 4 月 株式会社ジェイウインド上ノ国) 北海道</p> <p>※ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、種不明コウモリ 2 個体、合計 8 個体「横浜町雲雀平風力発電事業供用に係る事後調査報告書」(令和元年 12 月、よこはま風力発電株式会社) 青森県</p> <p>※ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ属 1 個体 合計 2 個体「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」(2020 年 2 月、コスモエコパワー株式会社) 北海道</p> <p>※ヤマコウモリ 3 個体、ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 2 個体、合計 7 個体「能代地区における風力発電事業供用に係る事後調査報告書(第 2 回)」(令和 2 年 4 月、風の松原自然エネルギー株式会社) 秋田県</p> <p>※ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、ホオヒゲコウモリ属の一種(フジホオヒゲコウモリ又はクロホオヒゲコウモリ) 1 個体、コウモリ類 1 個体 合計 9 個体「能代風力発電所リブレース計画に係る環境影響評価書」(令和 2 年 8 月、東北自然エネルギー株式会社) 秋田県</p> <p>※ヒナコウモリ 3 個体「姫神ウインドパーク事業事後調査報告書」(令和 2 年 10 月 コスモエコパワー株式会社) 岩手県</p> <p>※ヒナコウモリ 2 個体「(仮称) 新むつ小川原ウインドファーム事業 環境影響評価準備書(公開版)」(令和 3 年 3 月、コスモエコパワー株式会社) 青森県</p> <p>※ヒナコウモリ 1 個体「(仮称) 新岩屋ウインドパーク事業 環境影響評価準備書(公開版)」(令和 3 年 3 月、コスモエコパワー株式会社) 青森県</p> <p>※ヒナコウモリ科の一種 2 個体「ユーラス大豊ウインドファームに係る環境影響評価事後調査報告書」(令和 3 年 5 月、合同会社ユーラス大豊風力) 高知県</p> <p>※ヒナコウモリ 7 個体、ユビナガコウモリ 1 個体、コウモリ類 1 個体、合計 9 個体「潟上海岸における風力発電事業に係る環境影響評価事後調査報告書(公開版)」(令和 3 年 3 月、株式会社 A-WIND ENERGY) 秋田県</p> <p>※クロオオアブラコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ 3 個体 合計 4 個体「せたな大里ウインドファーム環境影響評価報告書」(2021 年 8 月、株式会社ジェイウインドせたな) 北海道</p> <p>※ヒナコウモリ 1 個体、アブラコウモリ 3 個体、合計 4 個体「掛川風力発電事業環境影響評価事後調査報告書」(令和 3 年 8 月、掛川風力開発株式会社) 静岡県</p>	

No.	意見の概要	事業者の見解
22	<p>■7. コウモリ類の保全措置として「稼働制限」を実施して欲しい</p> <p>国内では、すでに多くの風力発電事業者が、コウモリ類の保全措置としてフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)やカットイン風速(発電を開始する風速)を上げるなどの稼働制限を行うことを表明した。本事業でも実施して頂きたい。</p>	<p>具体的な環境保全措置の内容については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況を基に影響を予測、評価した上で、ご意見の内容や専門家等の助言も踏まえながら必要に応じ検討します。</p>
23	<p>■8. コウモリの保全措置(低減措置)は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的</p> <p>「コウモリの活動期間中にカットイン風速(発電を開始する風速)の値を上げること及び低風速時にフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)すること」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。</p> <p>※Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010</p>	<p>環境保全措置については、今後の現地調査結果を踏まえ、頂いたご意見を参考に専門家等にご助言を頂きながら、検討を行います。</p>
24	<p>■9. フェザリングの閾値は主観で決めないこと</p> <p>本事業者は、今後コウモリ類の保全措置として<u>カットイン風速未満の風速時にのみ保全措置(フェザーモード)</u>を行うかもしれない。</p> <p>しかし、その場合、コウモリ類の保全措置の閾値(コウモリ類保全にとって最も重要な論点)は「カットイン風速」ということになるが、事業者が閾値を「カットイン風速」と決定した科学的根拠を述べないかぎり、それは事業者の「主観」に過ぎないことを先に指摘しておく。</p> <p>コウモリ類の保全措置の閾値は、事業者が恣意的(主観的)に決めるべきではない。なぜなら、仮に保全措置を「主観で決めることが可能」、とすれば、アセス手続きにおいて科学的な調査や予測など一切行う必要がないからだ。</p> <p>仮に事業者が「適切な保全措置」を実施するつもりがあるならば、科学的根拠、つまり「音声モニタリング調査の結果」を踏まえ、専門家との協議により「フェザーモードの閾値」を決めること。</p>	<p>具体的な環境保全措置の内容については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況を基に影響を予測、評価した上で、ご意見の内容や専門家等の助言も踏まえながら必要に応じ検討します。</p>
25	<p>■10. 環境保全措置の実施時期について</p> <p>これまでに他の事業者が縦覧に出した準備書及び評価書を読むと、上記の環境保全措置(低減措置)については「事後調査で重大な影響(コウモリの死体)を確認してから検討する」といったケースが散見される。しかし保全措置は「事後調査でコウモリが死んだのを確認してから検討する」のではなく、「コウモリを殺す前」から実施しないと意味がないと思う。</p> <p>コウモリ類の保全措置(低減措置)は「試験運転開始日」から実施して頂きたい。</p>	<p>具体的な環境保全措置の内容については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況を基に影響を予測、評価した上で、ご意見の内容や専門家等の助言も踏まえながら必要に応じ検討します。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
26	<p>■11. 「予測の不確実性」の定義及び基準について これまで他の事業者が縦覧に出した準備書及び評価書を読むと「予測の不確実性」という言葉が頻出する。しかし、「予測の不確実性」の定義が曖昧で、我々住民には意味がよくわからない。定義が曖昧であれば事業者の作為が入りやすい。よって、仮に事業者らが本事業において、「予測の不確実性」について言及する場合は、「予測の不確実性」の定義及び出典を述べて頂きたい。</p>	<p>準備書においては、予測の不確実性があると判断した理由についても可能な限り記載します。</p>
27	<p>■12. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、発電所アセス省令に反する行為で「不適切」 国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「予測に不確実性が伴うこと」を根拠に、適切な保全措置（低減措置）を実施（検討さえ）しない事業者が散見される。 「予測に不確実性を伴う」としても、それは「保全措置を検討しなくてよい」根拠にはならない。なぜならアセス省令によれば「影響がない」及び「影響が極めて小さい」と判断される以外は環境保全措置を検討すること、になっているからだ。</p>	<p>「予測に不確実性が伴うこと」を根拠に「保全措置を実施しなくてよい」と判断することはありません。予測及び評価に不確実性が伴い、影響が小さいと判断できない場合には、必要な事後調査や保全措置を検討します。</p>
28	<p>■13. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは「不適切」2 国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「影響の程度（死亡する数）が正確に予測できない」ことを根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）せず、事後調査に保全措置を先送りする事業者が散見される。<u>定性的予測であれば</u>、国内外の風力発電施設においてバットストライクが多数発生しており、『コウモリ類への影響はない』『コウモリ類への影響は極めて小さい』とは言い切れない。アセス省令による「環境保全措置を検討する」段階にすでに入っている。 <u>よって本事業者らの課題は、「死亡するコウモリの数」を「いかに不確実性を伴わずに正確に予測するか」ではなく、「いかにコウモリ類への影響を回避・低減するか」ではないのか。そのための調査を「準備書までに」実施して頂きたい。</u></p>	<p>ご意見を踏まえ、影響の程度を把握できるよう現地調査を実施します。現地調査及び予測の結果、重大な影響が想定される場合は、準備書の段階で必要な保全措置を検討します。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
29	<p>■14. 「回避」と「低減」の言葉の定義について 上記について、『回避と低減の定義について、その区別は重要ではない』等と開き直す事業者がいるが、アセスメントでは影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。コウモリ類の保全措置として「ライトアップの不実行」のみ取捨選択し、「できる限りの保全措置をしたが予測には不確実性が残る」と事後調査に逃れる事業者がいる現状を鑑みれば、コウモリ類の保全において、影響の『回避』と『低減』の定義を区別することは重要な意味を持つ。 コウモリ類について「ライトアップを実行しない(回避措置)」以外の、追加的保全措置『低減措置』を必ず検討すること。</p>	<p>「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成 27 年 9 月修正版)によれば、「回避」とは、「事業行為の全体または一部を実行しないことによって影響を回避すること。影響要因を遠ざけることによって発生させないことも回避といえる」、「低減」とは、「事業行為の程度・規模を制限することによって影響を低減(最小化)すること」と定義されています。 具体的な環境保全措置の内容については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況を基に影響を予測、評価した上で、ご意見の内容や専門家等の助言も踏まえながら必要に応じ検討します。</p>
30	<p>■15. 「回避」と「低減」の言葉の定義について ヨーロッパのコウモリ研究機関 EUROBATS が出版した「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014 年版」(“Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATS Publication Series No. 6)によれば、「ライトアップの不実行」は「回避措置」に位置づけられている。</p>	<p>今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況を基に影響を予測、評価した上で、「回避措置」も含めた保全措置を専門家等の助言も踏まえながら必要に応じ検討します。</p>
31	<p>■16. コウモリ類の保全措置(回避)について 樹林から 200m 以内に設置した風力発電機は、樹林性コウモリがバットストライクに遭遇するリスクが高くなる。国内では「林内を飛ぶから影響がない」とされてきたコテングコウモリが死んでいる※。事業者は『風力発電機は樹林から 200m 以上離して設置して欲しい』という住民等からの具体的要望を無視し、コピペ回答により論点をすりかえた。事業者らは住民等意見を軽視しており、その姿勢は「適切とは言えない」。※「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」(平成 31 年 4 月、岩手県)</p>	<p>本事業の対象事業実施区域は樹林地が多いことから、現地調査により樹林性のコウモリ類の飛翔状況についても可能な限り把握した上で、森林保全も勘案しながら、必要な保全対策を検討します。</p>
32	<p>■17. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 今後、事業者は「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。 この「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」という主張には、「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先延ばしにしてもよい」という前提が隠れている。しかし発電所アセス省令に「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先延ばしにしてもよい」という記載はない。これについて、事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べて頂きたい。</p>	<p>「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先延ばしにしてもよい」という考えではありません。 現地調査及び予測の結果、重大な影響が想定される場合は、専門家等の助言も踏まえながら適切な保全措置を検討します。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
33	<p>■18. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること</p> <p>今後、事業者は「国内においてコウモリ類の衝突実態は不明な点も多く、保全措置についても検討され始めた段階だ。よって事後調査を行って影響が確認されたら保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。</p> <p>国内では2010年からバットストライクが確認されており（環境省自然環境局野生生物課、2010、風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告書）、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き（環境省、2011）」にもコウモリ類の保全措置が記載されている。「コウモリの保全措置が検討され始めた」のは最近の出来事ではない。また、仮に「国内で保全措置が検討され始めた」からといって、それが「国内の風発事業者が適切な保全措置を先のばしにしてよい」という根拠にはならないことを先に指摘しておく。事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べて頂きたい。</p>	<p>現時点では保全措置を検討するための現地情報が不足しているため、今後実施する現地調査の結果と専門家へのヒアリング結果を踏まえ、予測、評価を行い、保全措置を検討します。</p>
34	<p>■19. バットストライクの予測は定量的に行うこと</p> <p>事業者が行う「音声モニタリング調査（自動録音バットディテクターを使用した調査）」は定量調査であり、予測手法（解析ソフト）もすでに実在する（例えば「WINDBAT」 http://www.windbat.techfak.fau.de/index.shtml）等。また、バードストライクの予測手法も応用可能だ。よって、バットストライクの予測は「定量的」に行うこと。</p>	<p>ご意見も参考とさせていただき、専門家等の助言も踏まえながら、適切な手法による予測を実施します。</p>
35	<p>■20. 自動録音バットディテクターを使用した調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動録音バットディテクターは、ナセル高で長期間（冬眠期を除く1年間）のモニタリングをすること。 ・自動録音バットディテクターは、日没1時間前から、日の出1時間後まで録音すること。 ・地上からの手動バットディテクター調査については、すべての風力発電機の設置位置において、日没前から日の出後まで自動録音調査を追加するべきである。 <p>（意見の理由）以下のガイドラインに記載がある。 ※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン2014年版”Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATS Publication Series No.6」, (https://www.eurobats.org/sites/default/files/document_s/news/Publication_No_6_Japanese.pdf)</p>	<p>ご意見の内容も参考とさせていただき、現地調査を実施します。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
36	<p>■21. 自動録音バットディテクターを使用した解析について 準備書には以下を記載すること。(意見の理由) 事業者の調査結果が適切か否かを判断するため。 ・自動録音バットディテクターの機種名及び分析ソフト名 ・バットディテクターの感度範囲 ・バットディテクターの設置高 ・バットディテクターの稼働時間及び欠測時間 ・バットディテクターの録音設定の詳細 ・解析及び予測方法の詳細</p>	<p>頂いた内容について、可能な限り準備書において記載します。</p>
37	<p>■22. 「バットストライクに係る予測手法」について 経済産業大臣に技術的な助言を求めること 1 「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを行えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。事業者がヒアリングするコウモリ類の専門家について、仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、必ずしも適切なアドバイスができるとは限らない。また、残念ながら国内においてバットストライクの予測に関して具体的指針は策定されていない。よって、仮に事業者が「国内ではバットストライクの予測について標準化された手法は公表されていない」、「国内ではコウモリ類の定量的予測は困難」と主張する場合は、環境影響評価法第十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。</p>	<p>今後、現地調査の結果を踏まえ、準備書段階において改めて専門家へヒアリングを行い、適切に予測、評価を実施します。</p>
38	<p>■23. 月2回程度の死骸探索調査など信用できない コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている*。仮に月2回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、信用できない。 *平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業 環境アセスメント迅速化研究開発事業(既設風力発電施設等における環境影響実態把握I報告書) P213. NEDO, 2018.</p>	<p>事後調査の実施については今後の現地調査及び予測結果に基づき専門家等の助言を踏まえ、検討します。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
39	<p>■24. コウモリ類の死骸探索調査について コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている*。よって、</p> <p><u>①コウモリ類の死骸探索調査は、1基あたり連続3日間の調査を月2回以上（もしくは週1回の調査を月4回以上）実施すること。</u></p> <p><u>②死骸探索調査は日の出より開始すること。</u></p> <p><u>③個々の発電機について、探索可能面積の割合を記録し報告すること。</u></p> <p>*平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業 環境アセスメント迅速化研究開発事業(既設風力発電施設等における環境影響実態把握I報告書) P213. NEDO, 2018.</p>	<p>事後調査の実施については今後の現地調査及び予測結果に基づき専門家等の助言を踏まえ、適切な調査内容を検討します。</p>
40	<p>■25. コウモリ類の事後調査はナセルに自動録音バットディテクターを設置すること コウモリの事後調査は、「コウモリの活動量」、「気象条件」、「死亡数」を調べることで、コウモリの活動量と気象条件は、死亡の原因を分析する上で必要である。「コウモリの活動量」を調べるため、ナセルに自動録音バットディテクターを設置し、日没1時間前から日の出1時間後まで毎日自動録音を行い、同時に風速と天候を記録すること。</p> <p>(意見の理由) 以下のガイドラインに記載がある。 ※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン2014年版”Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATS Publication Series No.6」, (https://www.eurobats.org/sites/default/files/document_s/news/Publication_No_6_Japanese.pdf)</p>	<p>事後調査の実施については今後の現地調査及び予測結果に基づき専門家等の助言を踏まえ、適切な調査内容を検討します。</p>
41	<p>■26. 「事後調査」は信用できない</p> <p>①事後調査結果について住民は意見書を出せない。</p> <p>②事後調査結果を公正に審査する第三者委員がいない。</p> <p>③事業者側が擁立する専門家は事業者の利害関係者である可能性が高いので信用できない。</p> <p>④仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事業者が追加の保全措置をする義務はなく、罰則もない。</p> <p>①～④の理由から、「事後調査」は信用できない。</p>	<p>評価書において確定した必要な事後調査については、適切に実施しその結果に応じて、追加の保全措置の必要性を判断することで、重大な環境影響が発生しないようにしっかりと取り組んでまいります。</p>

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解 (3)

団体 (2 団体連名)

No.	意見の概要	事業者の見解
42	<p>(1)対象事業実施想定区域における鳥類の生息状況について</p> <p>(仮称)会津若松ウィンドファーム増設事業に係る環境影響評価方法書(以下、方法書という)について、貴社が設定する対象事業実施区域(以下、計画地という)は、環境省レッドリストで絶滅危惧 I B 類かつ国内希少野生動植物種に指定され、福島県レッドリストにも絶滅危惧 I B として掲載されているクマタカの複数ペアの生息地と重なることが予想されることから、風力発電施設(以下、風車という)の建設により衝突死(以下、バードストライクという)及び生息地放棄が発生する可能性が高い。また、計画地にはサシバやハチクマなどの希少猛禽類の渡り経路が存在するが、それに対して障壁影響等が発生することが懸念される。</p> <p>計画地及び周辺は、近隣住民の簡易水道や生活用水の水源地が多くあり、保安林や生物多様性を保全する緑の回廊が設定されている自然環境の豊かなところである。既設の風車が南北にあり、両者を繋ぐように約 10km の尾根上に計画地が位置している。今回計画されている増設事業は大型風力発電機を尾根上に広範囲(723ha)に多数基(30~40 基)設置するもので、自然環境に与える影響は大きい。</p> <p>以上のことから、(仮称)会津若松ウィンドファーム増設事業の計画は見直すべきである。</p>	<p>頂いたご意見を参考に、今後の現地調査において、クマタカ、サシバ、ハチクマについて、対象事業実施区域での生息状況を確認し、影響低減に努めます。</p> <p>水源地については引き続き地元地区と情報を共有し、また、緑の回廊については管理者との協議によって、問題が生じないように対象事業実施区域内における風力発電施設の設置場所、設置基数等を検討し、自然環境への影響低減に努めます。</p>
43	<p>(2)鳥類調査の方法について</p> <p>方法書第 6 章の動植物生息状況で、44 科 144 種の鳥類が文献等で確認され、そのうち 22 科 51 種が重要種に選定されている。重要種はもちろん、それ以外の一般種の生息状況を適切に把握した上で、予測される影響を回避・低減できるよう、質、量とも十分な調査を実施するため、調査方法の再検討が必要である。</p> <p>一般鳥類について、定点センサス 10 地点で 5 月、7 月、10 月、12 月に観察をしようとしているが、実施日または期間の記載がない。特に 5 月は繁殖期と渡りの時期でもあるので、3 日以上調査を月に 2 回以上行う必要がある。</p>	<p>環境影響評価手続における現地調査手法については、専門家の意見を聴取し、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(平成 23 年 環境省)の参考手法等を参考に設定しました。今後の一般鳥類の現地調査にあたって、ご意見の内容について参考とさせていただきます。</p>
44	<p>希少猛禽類については、定点 19 か所で、「繁殖期、非繁殖期の各月 1 回 3 日間程度。2 繁殖期を含む期間とする。」としているが、具体的な実施時期の記載がない。全体で調査を何回実施するのかをも明示すべきである。さらに、希少猛禽類や渡り鳥の調査のためには、観察地点からの視野を示す視野図を作成し、観察点からの視野が重なり計画地全体を網羅する調査を実施し評価すべきである。</p>	<p>繁殖期としては 12 月から 8 月として、毎月 3 日間の調査を基本に考えており、全体で 2 繁殖期を含む 21 ヶ月間毎月調査する予定です。希少猛禽類調査および渡り鳥調査のための観察地点からの視野を示す視野図については、方法書 P331~P332 に各調査地点からの可視領域として記載しております。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
45	<p>渡り鳥の調査については、定点 10 か所での定点観察法の他に具体的な調査方法が記載されていない。渡り鳥の渡来時期や個体数は年変動があり、計画地での渡りのピークを把握することが難しいので、春と秋の渡り時期に 3～5 日間の連続調査を 2 年間程度実施する必要がある。小鳥類の渡りは夜間にも行われるので、目視や鳴き声を中心とした調査では不十分であり、レーダー調査等を活用し、渡りの状況を詳細に把握することを要望する。</p>	<p>今後の渡り鳥の現地調査にあたって、頂いたご意見について参考とさせていただきます。具体的な実施時期等については、専門家に再度意見、助言を求め、検討します。</p>
46	<p>また、近隣の風車（郡山布引高原風力発電所）の事後調査で鳥類のバードストライクをはじめ、多数のコウモリ類のバードストライクが報告されている。生物保護及び生物多様性の保全の観点から、方法書において捕獲調査を実施しないため、より適切な調査及び予測・評価と回避・低減策を要望する。</p>	<p>今後、現地調査結果を踏まえ、専門家に再度意見、助言を求め、適切な予測、評価を実施し、必要に応じ回避・低減策を検討します。</p>
47	<p>(3) 累積的影響評価の実施の必要性について</p> <p>当該事業は方法書で計画地が絞り込まれ、当初の 734ha から 723ha に縮小したが、隣接地及び周辺地域に既設の風車が 2 か所と建設計画中の風車が 3 か所ある。また、背炙山地区の南北の尾根沿いに大規模風力発電事業として、既設の「会津若松ウィンドファーム」（コスモエコパワー（株））、計画中の「（仮称）クリーンエナジー会津若松風力発電事業」（クリーンエナジー合同会社）と「（仮称）会津若松みなと風力発電事業」（株）イメージワン）、貴社の「（仮称）会津若松ウィンドファーム増設事業」（コスモエコパワー（株））、さらに南隣の山の尾根には既設の「郡山布引高原風力発電所」（株）グリーンパワー郡山布引）もあり、これらすべてが、猪苗代湖西岸から南岸の山の尾根上に並び建つという状況が生まれようとしており、今回の計画地の一部が他の事業者の計画地とも重複している。これらの事業者と調整や協力または、情報の共有を図りながら、累積的環境影響評価を実施した上で、影響の回避・低減策を講じなければ、限られた狭い地域に立ち並ぶ風車の存在やその設置工事により、生態系の破壊やバードストライク及び障壁影響を含む生息地放棄などの重大な影響が生じる可能性がある。方法書においては、累積的影響評価に関する具体的な方針や考え方、評価手法等の記載がされておらず不十分な内容となっている。貴社は海外事例を参考にするなど、累積的影響の予測及び評価を行い、計画地の周辺に他事業が複数存在することにより生じる鳥類をはじめとした自然環境への重大な影響を回避するための方針や方法を示すべきである。</p>	<p>既設の風力発電所については、当社の会津若松ウィンドファームとの累積的影響を評価するとともに、他事業者の既設風力発電所の稼働状況を確認し、その影響を考慮した上で、調査、予測、評価を行います。また、他の計画中の事業については、他事業者との情報交換に努め確定的な事業計画の情報が得られれば、累積的影響について、他所事例等を参考としつつ適切な調査、予測及び評価を行います。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
48	<p>(4)生態系の保全について</p> <p>計画地の北側には日本森林浴 100 選に選ばれている会津東山休養林があり、また計画地の一部は保安林で且つ会津山地緑の回廊に含まれている。この緑の回廊は奥羽山脈から三国山脈等に繋がる緑の回廊のネットワークの拠点となっている。緑の回廊は生物多様性の保全を目的として設定されているもので、風車等の設置に伴う緑の回廊の環境改変は避けるべきである。計画地及びその周辺には絶滅危惧 I B 類に指定されているクマタカが複数ペア生息し、イヌワシの生息の可能性も高いところで、これらは生態系の頂点に立ち、餌動物となる多くの野生生物を育む豊かな自然環境を支えられている。森林伐採や土地改変が行われると餌となるノウサギが減り、クマタカ等も減少することとなる。環境省や林野庁が推進する生物多様性の観点から極めて損失が大きいと考えられる。本事業については中止も含め事業規模の大幅な見直しを要望する。</p>	<p>緑の回廊については管理者との協議によって、問題が生じないように対象事業実施区域内における風力発電施設の設置場所、設置基数等を検討し、自然環境及び生態系への影響低減に努めます。</p>
49	<p>(5)景観について</p> <p>計画地のある背炙山は会津若松市の市街地の東に位置し、歴史的にも著名な観光施設の鶴ヶ城の借景となっている。風車が建設されると尾根上に人工物が立ち並ぶこととなり、自然景観や観光価値が損なわれる。景観への影響を最小限に留めるために建設位置や規模の再検討を求める。方法書では主要な観光地の眺望点からのみの風車の見え方の評価を記載しているが、市内の住民からの見え方も考慮すべきである。見え方については視度角で比較する手法を記載しているが、風車は回転体であり視認性は高く、視度角での手法の妥当性も検討すべきである。住民や市民に対し、分かり易い説明をし、広く意見を求めるべきである。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>本方法書においては、既存文献や自治体ホームページ等からの情報を基に景観の調査地点を設定しています。今後、風力発電施設の設置場所の検討にあたって、景観の予測及び評価結果を踏まえ地元地区、地元自治体から景観に関する意見を求めることにより、景観への影響の低減に努めます。</p>

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（4）

福島県会津若松市在住 C氏

No.	意見の概要	事業者の見解
50	<p>御社の方々は風力発電に関する地元での勉強会に我々といっしょに参加されておられましたので、すでに全国の被害の実態はご承知の事と思います。</p> <p>風車から集落までの距離が近すぎます。条例は必ずしも住民の側に立ったものとはとうてい思えません。環境に配慮し30～40基に建設予定を縮小したとの事ですが一基が問題であるというのに…という思いです。</p> <p>又風車が山にかくれても低周波は届きます。</p> <p>他に様々な思いがあります。私は風車の建設に反対致します。</p>	<p>超低周波音の帯域については、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（平成29年5月、環境省）にて、「風力発電施設から発生する20Hz以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、環境影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった」とあります。</p> <p>また、「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（平成28年、風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会）が環境省より公開されています。これによると、「風車騒音・低周波音は20Hz以下の超低周波音の問題ではなく、通常可聴周波数範囲の騒音の問題としてとらえるべきものであり、騒音としての評価を基本とすることが適当である。」とあります。</p> <p>これらの知見も踏まえ、20～100Hzの低周波音について、騒音帯域に含まれるものとして、騒音の項目として調査・予測・評価を実施します。</p>

○日刊新聞紙における公告

福島民友 (令和3年8月17日 (火))

お知らせ

「環境影響評価法」第16条第2項(仮称)会津若松ウィンドファーム増設事業に係る環境影響評価方法書(案)を掲載致します。

- 一、事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 事業者の名称 エコエネコパワー株式会社
 代表者の氏名 代表取締役社長 野地 雅樹
 所在地 東京都品川区大崎一丁目六番二号 T.O.C大崎ビルディング
 〒108-8557
- 二、対象事業の名称、種類及び規模
 事業名称 (仮称)会津若松ウィンドファーム増設事業
 種類 風力発電
 規模 最大発電出力 十二万九千キロワット
 (三万二千四百三十二キロワット×最大四基)
- 三、対象事業実施区域
 福島県会津若松市、郡山市及び猪苗代町
- 四、環境影響評価の範囲である区域の範囲
 福島県会津若松市、郡山市及び猪苗代町
- 五、調査の場所、期間及び調査項目
 調査場所 福島県伊達市生活環境部環境共生課(郡山合10階)、会津若松市栄町第三庁舎(環境部)、北会津若松市河東支所、海防町センター、大田町市民センター、大田市民センター、北市民センター、東市民センター、生連学園総合センター、(仮称)福島県庁舎、郡山市本庁舎環境政策課、(仮称)海防町役場企画財務課、(仮称)郡山市民センター(仮称)環境政策課、(仮称)郡山市民センター(仮称)環境政策課
 調査期間 令和3年8月17日(火)から令和3年9月16日(木)まで
 調査時間 平日、祝日を除く午前8時～午後5時
 電子公表 <https://kuma.eco-power.co.jp/kassei/arizawakuni2.html>
 (令和3年8月17日(火)から令和3年9月16日(木)まで)
- 六、意見書の提出 環境影響評価法から、意見をもちようとする者(住所、氏名、方法書の名称、環境影響の理由等)を記入した意見書を提出し、提出先(〒113-8501)に提出してください。提出先は「八」の欄に記載されています。(令和3年9月30日(木)まで、当日消印有効)
- 七、方法書説明会の開催予定する日時及び場所
 ① 会津若松市東公民館(福島県会津若松市慶山一丁目一番五三号) 令和3年8月28日(土) 13時30分より
 ② 会津若松市立生涯学習総合センター(會津若松市) 福島県会津若松市栄町三丁目五〇号 令和3年8月28日(土) 16時30分より
 ③ 会津若松市南公民館(福島県会津若松市西町大井共同西田面四五) 令和3年8月29日(日) 14時より
 (注) コロナウイルス感染症の予防対策のため、ご入場にはマスクの着用、手洗いの実施、体温測定、消毒、発熱等の症状がある場合や定員を超過した場合は、発熱等の症状がある場合や定員を超過した場合に別途説明の機会をご用意させていただきます。
- 八、問い合わせ先 コスモエネコパワー株式会社
 〒114-1003 東京都品川区大崎一丁目六番一号
 T.O.C大崎ビルディング
 電話03-5487-8551(担当)野根、佐倉

福島民報 (令和3年8月17日 (火))

お知らせ

「環境影響評価法」第16条第2項(仮称)会津若松ウィンドファーム増設事業に係る環境影響評価方法書(案)を掲載致します。

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 事業者の名称 エコエネコパワー株式会社
 代表者の氏名 代表取締役社長 野地 雅樹
 所在地 東京都品川区大崎一丁目六番二号 T.O.C大崎ビルディング
 〒108-8557
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
 事業名称 (仮称)会津若松ウィンドファーム増設事業
 種類 風力発電
 規模 最大発電出力 12万9千キロワット(3万2千432キロワット×最大4基)
- 3 対象事業実施区域
 福島県会津若松市、郡山市及び猪苗代町
- 4 環境影響評価の範囲である区域の範囲
 福島県会津若松市、郡山市及び猪苗代町
- 5 調査の場所、期間及び調査項目
 調査場所 福島県伊達市生活環境部環境共生課(郡山合10階)、会津若松市(栄町第三庁舎)環境部、北会津若松市河東支所、海防町センター、大田町市民センター、北市民センター、東市民センター、生連学園総合センター、(仮称)福島県庁舎、郡山市本庁舎環境政策課、(仮称)海防町役場企画財務課、(仮称)郡山市民センター(仮称)環境政策課、(仮称)郡山市民センター(仮称)環境政策課
 調査期間 令和3年8月17日(火)から令和3年9月16日(木)まで
 調査時間 平日、祝日を除く午前8時～午後5時
 電子公表 <https://kuma.eco-power.co.jp/kassei/arizawakuni2.html>
 (令和3年8月17日(火)から令和3年9月16日(木)まで)
- 6 意見書の提出 環境影響評価法から、意見をもちようとする者(住所、氏名、方法書の名称、環境影響の理由等)を記入した意見書を提出し、提出先(〒113-8501)に提出してください。提出先は「八」の欄に記載されています。(令和3年9月30日(木)まで、当日消印有効)
- 7 方法書説明会の開催予定する日時及び場所
 ① 会津若松市東公民館(福島県会津若松市慶山一丁目一番五三号) 令和3年8月28日(土) 13時30分より
 ② 会津若松市立生涯学習総合センター(會津若松市) 福島県会津若松市栄町三丁目五〇号 令和3年8月28日(土) 16時30分より
 ③ 会津若松市南公民館(福島県会津若松市西町大井共同西田面四五) 令和3年8月29日(日) 14時より
 (注) コロナウイルス感染症の予防対策のため、ご入場にはマスクの着用、手洗いの実施、体温測定、消毒、発熱等の症状がある場合や定員を超過した場合は、発熱等の症状がある場合や定員を超過した場合に別途説明の機会をご用意させていただきます。
- 8 問い合わせ先 コスモエネコパワー株式会社
 〒114-1003 東京都品川区大崎一丁目六番一号 T.O.C大崎ビルディング
 電話03-5487-8551(担当)野根、佐倉


[事業内容](#)
[企業情報](#)
[発電所情報](#)
[知る・楽しむ](#)
[お知らせ](#)
[お問い合わせ](#)
[採用情報](#)
[JP](#)
[EN](#)

お知らせ

[ホーム](#) > [お知らせ](#) > お知らせ詳細

「(仮称)会津若松ウィンドファーム増設事業に係る環境影響評価方法書」の公表及び縦覧及び住民説明会の開催について

2021.08.17

2021年8月17日
コスモエコパワー株式会社

「(仮称)会津若松ウィンドファーム増設事業に係る環境影響評価方法書」(以下、方法書)を、環境影響評価法に基づき公表します。

- 方法書は、2021年8月17日(火)～2021年9月16日(木)の期間中は縦覧が可能です。
ただし、ダウンロードして閲覧・印刷することはできません。
- 方法書に掲載される情報(文書、資料、図像等を含む)に関する著作権は、当社、原著作者、またはその他の権利者に帰属しており、各国の著作権法、各標準的及びその他の法律で保護されています。
個人の私的使用、その他著作権法によって認められる範囲を超えて、著作権者及びその他の権利者の許諾を得ることなく、これらの情報を使用(複製、改変、開示、配布、サイトへの転載等を含む)することは、著作権法により禁止されておりますので、事前に当社にご連絡の上、許諾を得ていただくようお願いいたします。
- 閲覧時のブラウザは、Internet Explorerを推奨します。(以下の「方法書の公表」に示したリンクより閲覧いただけます。)

方法書の公表

[表紙・目次](#)

[第1章 事業者の名称、代表者の氏名及びその住所の所在](#)

[第2章 対象事業の目的及び内容](#)

[第3章 対象事業実施区域及びその周囲の図説](#)

[第4章 計画時状況調査に関する調査、予測及び評価の結果](#)

[第5章 配慮策に対する経済産業大臣の意見及び事業者の回答](#)

[第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法](#)

[第7章 その他関係法令で定める事項](#)

[第8章 環境影響評価方法書と併して事業者の名称、代表者の氏名及びその住所の所在](#)

[資料編](#)

[索引書](#)

[添付書](#)

方法書の縦覧

縦覧場所

- ・福島県生活環境部環境民生課
- ・会津若松市の各支所及び各センター（以下の計10箇所）
 - 保町第二庁舎（環境生活課）
 - 会津支所
 - 河東支所
 - 湯川支所センター
 - 大戸市民センター
 - 北市民センター
 - 一貫市民センター
 - 南市民センター
 - 東市民センター
 - 生涯学習総合センター（會津鶴岡市）（注1）
- ・前山市生活環境部環境政策課及び湖南行政センター
- ・県営代町公園財団施設

縦覧期間

午前9時30分～午後5時15分まで（土・日・祝日を除く）
（注1：生涯学習総合センター（會津鶴岡市）のみ月～土曜日 午前9時～午後7時まで 日曜日 午前9時～午後6時まで）

方法書に係る説明会

下記日程、会場にて開催いたします。
※新型コロナウイルス感染症の感染を鑑み、変更となる場合がございます。

- ①会津若松市東山町
日時：2021年8月28日（土）13時～15時
会場：会津若松市東公民館（福島県会津若松市東山1-1-52）
- ②会津若松市東山町
日時：2021年8月28日（土）18時30分～20時30分
会場：会津若松市立生涯学習総合センター（福島県会津若松市保町3-50）
- ③会津若松市津町
日時：2021年8月29日（日）14時～16時
会場：会津若松市津公民館（福島県会津若松市津町西田45）

なお、新型コロナウイルスの感染拡大予防の観点から、大変恐縮ですが、ご来場いただく方には、必ず上記会場にてお名前とご住所を記載いただきますよう、ご協力をお願いしております。
新型コロナウイルスの感染拡大予防に、何卒ご理解・ご協力をお願いいたします。

お問い合わせや意見書の送付について

コスモエコパワー株式会社 事業開発部 開発2グループ（担当：津板寛）
〒141-0032 東京都品川区大崎1-6-1 FOC大崎ビルディング
mail: jibya-kahatsa@eco-power.co.jp 電話：03-5487-8561
意見書受付期間：2021年8月17日～9月30日（郵送の場合、9月30日消印有効）
（受付時間：午前9時00分から午後5時30分まで〔土・日曜日及び祝日を除く。〕）

ご意見は、郵送先へ郵送（令和3年9月30日（木）消印有効）、または、eメールアドレスへ送付（令和3年9月30日（木）24:00迄）いただくか、あるいは、令和3年9月30日（木）までに縦覧場所に備付けの投函箱へ投函のいずれかの方法をお願いいたします。

→ お知らせ一覧に戻る

[ホーム](#) > [分類でさがす](#) > [くらし・環境](#) > [自然・環境](#) > [環境保全対策](#) > [環境影響評価実施案件](#) > (仮称) 会津若松ウィンドファーム増設事業

(仮称) 会津若松ウィンドファーム増設事業

[通常ページへ戻る](#) 掲載日：2021年8月17日更新

〈更新情報〉

令和3年8月17日：環境影響評価方法書に係る縦覧手続きが開始されました。

- ・ 縦覧期間：令和3年8月17日から令和3年9月16日まで
- ・ 意見書の提出期限：令和3年9月30日まで
- ・ 縦覧書籍の設置場所：下表のとおり。
- ・ 説明会日程（予定）：下表のとおり。（新型コロナウイルス等の影響により、日程変更のおそれがあります。

日程についてあらかじめ事業者にお問い合わせください。）

コロナウイルス感染症の予防対策のため、ご入場に当たり検温・消毒、名簿への住所・氏名・連絡先のご記入にご協力いただき、

発熱等の症状がある場合や定員を超過した場合は別途説明の機会をご相談させていただきます。

- ・ お問い合わせ先：コスモエコパワー株式会社（電話：03-5487-8561）

事業の名称		(仮称) 会津若松ウィンドファーム増設事業	
事業者		コスモエコパワー株式会社	
事業の種類		風力発電所の変更の工事業	
事業の実施区域		会津若松市東山町及び湊町地内	
事業の規模		増加する出力	最大129,000kW (3,200~4,300kW級の風力発電機を最大40基追加)
関係地域(※)		会津若松市、郡山市、猪苗代町	
配慮書	公告日	令和2年7月28日	
	縦覧期間	令和2年7月28日~令和2年8月27日	
	意見書提出期間	令和2年7月28日~令和2年8月27日	
	縦覧場所	福島県生活環境部環境共生課（西庁舎8階）、会津若松市（栄町第二庁舎〔環境生活課〕、北会津支所、河東支所、湊市民センター、大戸市民センター、北市民センター、一箕市民センター、南市民センター、東市民センター、生涯学習センター〔會津稽古堂〕）、郡山市（本庁舎〔環境政策課〕、湖南行政センター）、猪苗代町役場企画財務課	
	福島県環境影響評価審査会	開催日	-
知事意見	通知日	令和2年9月17日 本文 [PDFファイル/317KB]	
方法書	公告日	令和3年8月17日	
	縦覧期間	令和3年8月17日~令和3年9月16日	
	意見書提出期間	令和3年8月17日~令和3年9月30日	

	縦覧場所	福島県庁生活環境部環境共生課（西庁舎10階）、会津若松市（栄町第二庁舎（環境生活課）、北会津支所、河東支所、湊市民センター、大戸市民センター、北市民センター、一箕市民センター、南市民センター、東市民センター、生涯学習総合センター（會津稽古堂）、郡山市（本庁舎環境政策課、湖南行政センター）、猪苗代町役場企画財務課	
	説明会の開催	1 令和3年8月28日 13:00～ 会津若松市東公民館（福島県会津若松市慶山1丁目1番53号） 2 令和3年8月28日 18:30～ 会津若松市立生涯学習総合センター（會津稽古堂）（福島県会津若松市栄町3-50） 3 令和3年8月29日 14:00～ 会津若松市湊公民館（福島県会津若松市湊町大字共和西田面45）	
	意見数		
	福島県環境影響評価審査会	開催日	
	知事意見	通知日	
準備書	公告日		
	縦覧期間		
	意見書提出期間		
	説明会の開催	日時	
		場所	
	意見数		
	公聴会の開催	-	
	福島県環境影響評価審査会	開催日	
知事意見	通知日		
評価書	公告日		
	縦覧期間		
工事着手の届出			
工事完了の届出			
事後調査報告書	公告日		
	縦覧期間		
対象事業の廃止等			
備考		既存の風力発電所は出力16,000kW（風力発電機8基）	

(※) 環境影響を受ける範囲であると認められる地域

このページに関するお問い合わせ先

環境共生課 環境影響評価担当
〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16
Email kyousei@pref.fukushima.lg.jp Tel : 024-521-7250 Fax : 024-521-7927 [電子メールでのお問い合わせはこちらから](#)

Aizuwakamatsu City

会津若松市

[Livine Information](#) | [Translation English](#) | [簡体中文](#) | [繁体中文](#) | [한국어](#) | [日本語](#)

| 文字サイズ | 標準 | 大 | 特大 | 背景色 | 黒 | 白 | ふりがな | よみあげる | サイト内検索 | 検索

市民の方へ

事業者の方へ

観光の方へ

[TOP](#) > [組織](#) > [環境生活課](#)

[TOP](#) > [分野](#) > [募集\(環境\)](#)、[政策分野22](#) [低炭素・循環型社会](#)

[TOP](#) > [福祉](#) > [市民・事業者の方へ](#)

コスモエコパワー株式会社による「(仮称)会津若松ウィンドファーム増設事業に係る環境影響評価方法書」の縦覧について

2021年8月29日

浜町において風力発電事業を計画しているコスモエコパワー株式会社より、環境影響評価法の規定に基づき、「(仮称)会津若松ウィンドファーム増設事業に係る環境影響評価方法書」の縦覧を以下のとおり実施する旨通知がありましたので、お知らせいたします。

縦覧について

縦覧書類

- 「(仮称)会津若松ウィンドファーム増設事業に係る環境影響評価方法書」および「同意約書」

縦覧場所

- 環境生活課(茶町第二庁舎)
- 北会津支所
- 河東支所
- 湊市民センター
- 大戸市民センター
- 北市民センター
- 一算市民センター
- 南市民センター
- 東市民センター
- 生涯学習総合センター

縦覧期間および縦覧時間

- 令和3年8月17日(火)から9月16日(木)まで(土・日・祝祭日を除く)
- 午前8時30分から午後5時15分まで

電子縦覧

- こちらのコスモエコパワー株式会社のウェブサイトから電子縦覧が可能です。⇒[電子縦覧サイト](#)【外部サイト】※リンク先はコスモエコパワー株式会社指定のサイトです。

意見書の受付

- 環境保全の見地から意見を提出する場合は、縦覧場所に備え付けの記入用紙に意見を記載して、備え付けの意見書箱に投函するか、下記宛先まで郵送

意見書受付期間および意見書箱設置期間

- 令和3年8月17日(火)から9月16日(木)まで

意見書の宛先

- 〒141-0032 東京都品川区大崎一丁目6番1号TOC大崎ビルディング
- コスモエコパワー株式会社
- 令和3年9月30日(木)までの消印有効

説明会について

新型コロナウイルス感染症の情勢を鑑み、変更となる場合があります。新型コロナウイルスの感染拡大予防の観点から、大変恐縮ですが、ご来場いただく方は、各上記会場にてお名前とご住所を記載し、いただきますよう、ご協力をお願いしております。

東公民館

- 令和3年8月28日(土)18時から19時まで
- 会津若松市東公民館(福島県会津若松市麩山1-1-53)

生涯学習総合センター

- 令和3年8月28日(土)18時30分から20時30分まで
- 会津若松市立生涯学習総合センター(福島県会津若松市茶町3-50)

湊公民館

- 令和3年8月29日(日)14時から16時まで
- 会津若松市湊公民館(福島県会津若松市湊町西田面45)

縦覧及び説明会についてのお問い合わせ先

- コスモエコパワー株式会社(担当:茅根、佐倉)
- 電話番号:03-5487-8561(代表)※午前9時から午後5時まで受付※土・日・祝は除く

環境影響評価法・福島県環境影響評価条例に基づく環境アセスメントについて

- 環境省「[環境影響評価情報支援ネットワーク](#)」【外部サイト】
- 福島県「[環境影響評価\(環境アセスメント\)の概要](#)」【外部サイト】

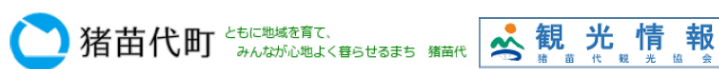
このページに関するお問い合わせ

- 会津若松市役所 環境生活課
- 電話番号:0242-39-1221
- ファックス番号:0242-39-1420
- [メール](#)

[戻る](#)

[お問い合わせ先](#) | [よくあるお問い合わせ](#) | [このサイトについて](#) | [携帯サイト](#) |

© Aizuwakamatsu City. All rights reserved.

 検索

ホーム >> 各課のページ >> 企画財務課 >> 企画調整係

最終更新日: 2021年08月17日
企画財務課企画調整係

「(仮称)会津若松ウインドファーム増設事業 環境影響評価方法書」縦覧のお知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)会津若松ウインドファーム増設事業 環境影響評価方法書」を縦覧いたします。

- 1 事業者の名称等
東京都品川区大崎1-6-1
TOC大崎ビルディング1号棟5階
コスモエコパワー株式会社
代表取締役社長 野地 雅禎
- 2 対象事業の名称
(仮称)会津若松ウインドファーム増設事業
- 3 事業実施想定区域
福島県会津若松市
- 4 縦覧書類
(仮称)会津若松ウインドファーム増設事業に係る環境影響評価方法書及び同要約書
- 5 縦覧場所
猪苗代町役場 2階 企画財務課 午前8時30分から午後5時15分まで
※土・日・祝祭日を除く開庁時
- 6 縦覧期間
令和3年8月17日(火)～令和3年9月16日(木)
電子縦覧ホームページ(外部サイトへリンク)
- 7 意見書の提出
環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの用紙に意見の理由を含めてご記入のうえ、締切日までに意見書箱にご投函頂くか、問い合わせ先への郵送により受付いたします。
※意見書及び意見書箱は縦覧場所に設置しております。
締切日: 令和3年9月30日(木)
※郵送の場合は、当日消印有効
- 8 問い合わせ先
〒141-0032 東京都品川区大崎1-6-1
TOC大崎ビルディング
コスモエコパワー株式会社 担当 茅根・佐倉
電話番号: 03-5487-8561

リンク: コスモエコパワー株式会社 ホームページ

お問い合わせ: 企画財務課企画調整係 電話0242-62-2112

Copyright © 2001-2013 Inawashiro Town. All rights reserved.

(仮称) 会津若松ウインドファーム増設事業に係る環境影響評価方法書に対する意見書

郵送先：〒141-0032 東京都品川区大崎 1-6-1 TOC大崎ビルディング
コスモエコパワー株式会社 事業開発部 (担当：茅根、佐倉)
電話 03 (5487) 8561
eメール：jigyo-kaihatsu@eco-power.co.jp

ご意見は、令和3年9月30日(木)までに縦覧場所に備付けの投函箱へ投函いただくか、あるいは、郵送先へ郵送(令和3年9月30日(木)消印有効)、または、eメールアドレスへ送付(令和3年9月30日(木)24:00迄)のいずれかの方法でお願い致します。

- 注1) 投函箱へは、土・日曜日及び祝祭日は投函できませんので、ご注意ください。
注2) eメールの場合は、件名を「(仮称) 会津若松ウインドファーム増設事業に係る環境影響評価方法書に対する意見書」とし、以下の項目を漏れなくご記入ください。

ご 芳 名 _____

ご 住 所 _____

ご連絡先(電話番号) _____

ご意見とその理由
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

(裏面にもつづきをご記入できます。)